

自動車製作者等からの委託試験の取扱等について（案）

自動車アセスメント試験車種は、アセスメント検討会による選定車種（以下「検討会選定車」と言う。）と自動車製作者等が希望する委託選定車種があり、委託選定車種については、全ての試験項目を評価するフルセット委託試験と個別の試験項目を希望する個別委託試験がある。さらに、個別委託試験は検討会選定車種に装備されていない装置に対する委託試験（以下「個別委託試験」と言う。）と、構造等の改善による委託試験（以下「改善委託試験」と言う。）がある。

平成26年度から導入した予防安全性能評価では、ユーザーへの速やかな情報提供と予防安全装置の普及促進の観点から委託試験にあつては自動車製作者等の希望日に評価結果を公表することとした。

平成28年度から、衝突安全性能評価及びチャイルドシート安全性能評価に係る委託試験についても随時公表することに伴い、委託試験に関する取扱を以下の通り明確化することとする。

記

1. 委託試験の実施及び試験結果の審議は、迅速に試験を実施し公表する観点から検討会委員及び各WG委員に対しメールにより依頼する。
2. 委託試験の希望が集中した場合は、希望する試験日程が確定し申請書が提出されたものを優先する。
3. 年度内に評価結果を確定させるため、試験は2月中（前期にあつては9月中）に終了すること。

なお、雨天により試験日が順延した場合は、この取り扱いによらず当該年度の扱いとするが、パンフレットに未掲載となる可能性がある。